

日から再度検査に合格した日までの日数を遅滞日数として履行遅滞違約金を徴収する。

(中間検査)

第2条 甲は、必要があるときは、中間検査を行い又は納入計画その他必要と認める事項について、乙に報告を求めることができる。

(代金の支払い)

第3条 甲は、物品の引渡しを受けた後において、乙の適法な支払請求書を受領した日から30日以内に代金を支払うものとする。

(危険負担)

第4条 第1条第2項から第5項までの引渡し前に生じた物品についての損害は乙の負担とする。ただし、甲の責に帰すべき理由による場合は甲の負担とする。

(かし担保)

第5条 乙は、物品の引渡し後1年間は、その隠れた瑕疵について補修し、又は補修に代え、損害を賠償する責任を負うものとする。

(納入期限の延長)

第6条 甲は、次の各号の一に該当すると認めるときは、納入期限を延長することができる。

- (1) 乙が天災その他不可抗力による理由により、納入期限内に契約を履行することができないとき。
- (2) 乙が自己の責に帰する理由により、納入期限内に契約を履行することができないとき。
- 2 前項各号の場合においては、乙は甲に対し遅滞なくその理由を付した書面により、納入期限内にその延長を求めなければならない。
- 3 納入期限の延長日数は、書面をもって定めるものとする。

(履行遅滞)

第7条 甲が、前条第1項第2号の規定により、納入期限の延長を承認したときは、乙は、規定の納入期限の翌日から納入の日までの日数（検査に要した日数を除く。）に応じ、次の式により起算して得た額を違約金として甲に支払わなければならない。

$$\text{契約金額（分納した場合は、遅滞に係る額）} \times \frac{\text{遅滞日数} \times 2.7\%}{365}$$

(権利又は義務の譲渡等)

第8条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、甲の承認を得た場合はこの限りでない。

(契約の変更及び中止等)

第9条 甲は、必要があると認めるときには、契約の内容を変更し、又は物件の納入を一時中断し、若しくはこれを打ちきることができる。この場合において契約金額又は納入期限等に変更の必要があると認めるときは、甲乙協議して書面によりこれを定める。

(契約の解除)

第10条 甲は、次の各号の一に該当する場合には、この契約を解除することができる。この場合において、乙は、解除により生じた損害賠償を請求することができない。

- (1) 納入された物件が契約内容と相違するとき。
- (2) 乙が物件を納入期限内に指定の場所へその数量を納品しないとき、又は納入する見込みがないと認められるとき。
- (3) 乙から契約解除の申し出があったとき。

2 乙は、次の各号の一に該当する場合には、契約を解除することができる。

- (1) 契約内容の変更により、契約金額が3分の2以上減少するとき。
- (2) 甲が契約に違反し、その違反によって契約の目的を達成することができないとき。

3 前項の規定により、この契約が解除された場合において、既に納入された部分の取り扱いについては、甲乙協議して定めるものとする。

(費用の負担)

第11条 物品の納入及び検査に要する費用（不合格品の引き取りに要する費用を含む。）は、全て乙の負担とする。

(その他)

第12条 この契約について定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。